

9月9日は救急の日

あなたの行動が命を救います！

9月9日は「救急の日」です。また、この日を含む1週間(9月5日～9月11日)は「救急医療週間」とされています。安全・安心な暮らしに欠かせない救急医療について、ぜひ、この機会に考えてみましょう。

緊急を要する場合

いざという時、救急車が到着するまでに応急手当をすれば、病気やけがの悪化を防ぐことができます。

特に緊急を要するものとして、大量に出血していたり、心臓や呼吸が止まってしまった場合があります。このようなときは、その場に居合わせた人による迅速な119番通報と適切な応急手当、救急隊による救命処置と搬送、医療機関における救命医療の連携がスムーズに行われることで、大切な命を救うことができます。

出血している場合

成人の場合、血液がおよそ1ℓ失われると、「出血性ショック」という命に係わる深刻な状況になります。出血したときは、速やかに止血を行うことが重要です。

止血方法

出血箇所に清潔なタオルやハンカチなどを重ねて傷口に当て、手のひらで強く10～20分圧迫します。



止血方法

心臓や呼吸が止まってしまった場合

心肺蘇生法とAEDの使用が有効です。救急車が来るまでの間、心肺蘇生法を行うことで、救命率が向上します。



心肺蘇生法とAEDの使用法



救急車の適正な利用

救急車の台数は限られており、出場件数が多くなると、救急車を呼んでも最寄りの救急車が出場できなくなる可能性があります。本当に救急車を必要としている方のためにも、救急車の適正な利用にご協力をお願いします。

次の場合には、まず、下記連絡先にご相談ください。

- 休日や夜間、どこの病院に行けばいいかお困りの場合

消防本部医療機関案内 (24時間) TEL 22-4199

茨城おとな救急電話相談 (24時間) TEL #7119 または 03-6667-3377

茨城子ども救急電話相談 (24時間) TEL #8000 または 03-6667-3377

- 新型コロナウイルス感染症について相談・受診したい場合で、かかりつけ医がない場合

日立保健所 (平日の午前9時～午後5時) TEL 22-4188

茨城県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター

(午前8時30分～午後10時) TEL 029-301-3200

- 緊急性のない定期的な通院などは、タクシーなどの公共交通機関を利用してください。



緊急に医療機関へ搬送しなければならない場合、または救急車以外に搬送の手段がないときは、迷わず救急車を要請してください。

問合せ 警防課・予防課 TEL 24-0119 IP 050-5528-5166

日立市役所 〒317-8601 助川町1-1-1 TEL 22-3111 IP 電話 050-5528-5000

～日立市ふれあい戸別収集～

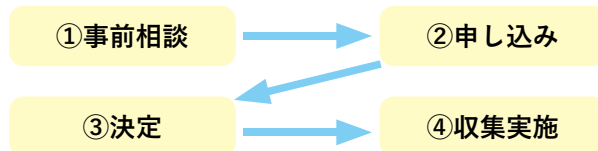
ごみ出しが困難な高齢の方や障害のある方などの世帯を支援

次の方を対象に、ご自宅に家庭ごみを無料で取りに伺います。

対象 市内に住所を有し、自分でごみなどを集積所まで運ぶことが困難で、家族や親族などの協力を得られないまたは協力者がいない方で次のいずれかに該当するかた

- 要介護2以上の認定を受けている
 - 身体障害者手帳2級以上（肢体・視覚）の交付を受けている
 - 療育手帳A以上の交付を受けている
 - 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている
- * 上記に該当しない場合でも、認知・身体的機能、住環境などの事情により対象となる場合がありますので、ご相談ください。

利用までの流れ



事前相談について

リサイクル推進課、介護保険課、障害福祉課、社会福祉課、高齢福祉課のいずれかで受け付けています。
* 利用希望者及び同居者の介護保険被保険者証または障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をご持参ください。

問合せ リサイクル推進課 内線 569

* 詳しくは、右記QRをご覧ください。
問い合わせ



介護でお困りなことはありませんか

介護保険のサービスをご利用ください



【福祉用具購入、住宅改修の一部を保険給付します】

対象 要介護・要支援認定を受けている方

* 必ず購入前、工事前に介護保険課または担当のケアマネジャーにご相談ください。

《福祉用具購入》

購入店舗 指定されている福祉用具販売事業所

保険給付額 購入費（10万円限度）の7～9割

対象福祉用具 ■ 腰掛け便座 ■ 入浴補助用具 ■ 簡易浴槽 ■ 移動用リフトのつり具の部分 ■ 自動排泄処理装置の交換可能部品

《住宅改修》

工事開始前に届け出て審査を受け、認められた場合に工事終了後に保険給付します。

保険給付額 改修費（20万円限度）の7～9割

対象となる住宅改修 ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③床材などの変更 ④扉の取り替え ⑤洋式便器への取り替えなど ⑥その他①～⑤に付帯して必要となる工事

【日立市独自の介護保険サービス】

利用を希望する方は、介護保険課または担当のケアマネジャーにご相談ください。

《緊急短期入所サービス》

介護保険の支給限度額とは別枠で短期入所サービスを利用できます。利用施設に直接申し込みください。

対象 日常、要支援・要介護認定を受けた方の介護をしている方が、病気や事故、冠婚葬祭などの緊急の理由により介護できない場合

利用日数 認定有効期間6か月当たり7日まで

《在宅復帰支援サービス》

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与を利用できるサービスです。年間12万円の支給限度額の範囲内であれば、上記サービスの組み合わせや回数などに制限はありません。

対象 要介護1～5の認定を受けた方で、施設や病院などに入所・入院されているかたが、在宅復帰を目指し一時帰宅（外泊・外出）する場合

* 詳しくは、右記QRをご覧ください。

問合せ 介護保険課 内線 215

